

定例監査の結果

1 監査の期間

平成29年 4月 4日から平成29年 4月19日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

企画部企画政策課及び情報システム課

(2) 対象期間

平成28年 4月 1日から平成29年 2月28日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 企画政策課

ア 契約事務において、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 前年度に翌年度の契約締結伺いを起案しているものがあった。

(イ) 50万円を超える契約において、予定価格書が封入されていないものが散見された。

(ウ) 契約締結伺いにおいて、1者と随意契約する理由が不明確なものがあった。

(エ) 契約締結伺い又は契約書に、契約保証金に関する事項の記載のないものがあった。

(オ) 契約書に貼付する印紙税額に誤りがあった。

イ 経済センサス活動調査市町村交付金などの歳入について、交付金又は委託金の交付決定時に調定していないものがあった。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。

ウ 年次休暇の専決区分で、課長補佐が配属されている場合の主査級の年次休暇の専決者が、課長補佐ではなく課長となっているものがあった。基本的な事務の取扱いについて十分確認し、事務を遂行されたい。

エ 出張及び復命に関する文書において、決裁区分を誤っているものがあった。西尾市決裁規程に則った事務処理をされたい。

(2) 情報システム課

ア 契約事務において、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 検査職員が任命されていないものがあった。

(イ) 管理技術者の届が、業務委託契約約款で定める期日に提出されていないものがあった。

イ 職員の時間外勤務手当の支給事務において、時間外勤務時間の合計に1時間未満の端数が生じた場合の時間数について、30分未満を切り上げていたため、本来支給すべき時間外勤務手当より多く支給されているものがあった。支給事務の取扱いについて十分確認し、適切な事務処理をされたい。

ウ 出張命令及び復命の受理並びに年次休暇における専決区分で、課長補佐が配属されている場合の主査級以下に係るものについて、課長補佐でなく課長が専決者となっているものがあった。西尾市決裁規程に則った事務処理をされたい。